

大学情報・機関調査研究集会 編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、『大学情報・機関調査研究集会 運営規程』第10条の定めに基づき設置される編集委員会の構成と運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(編集委員会の設置)

第2条 大学情報・機関調査研究集会実行委員会（以下、実行委員会）の下に編集委員会を置く。

(編集委員会の構成)

第3条 編集委員会は編集委員長および編集委員によって構成する。

2. 編集委員長および編集委員は、実行委員会の長が、実行委員会の委員の中から指名する。
3. 編集委員長および編集委員の任期は実行委員会の委員の任期と同一とする。ただし、再任は妨げない。

(編集委員会の業務)

第4条 編集委員会は、下記の事項に関する方針を決定するとともに、その実務にあたる。

- (1) 論文集の企画、編集、および発行に関する事項
- (2) 投稿論文等の受付、審査に関する事項
- (3) ピアレビューアに関する事項
- (4) その他編集委員会が行うことが適当と考えられる事項

(守秘義務)

第5条 編集委員および編集委員長は、投稿論文およびその投稿者、レビューア、審査結果等に関して知り得た事実について守秘義務を負う。

2021年06月30日制定

2023年07月03日改訂

2024年06月1日改訂

「大学情報・機関調査研究集会実行委員会」

e-mail:contact@mjir.info